

道の駅から発信するオリジナルブランド創出による地域活性化推進業務委託 企画提案者選考 実施要領

1 業務の名称 道の駅から発信するオリジナルブランド創出による地域活性化推進業務委託

2 趣 旨

この要領は、道の駅から発信するオリジナルブランド創出による地域活性化推進業務委託企画提案者選考会議（以下、「選考会議」という。）が実施する、道の駅から発信するオリジナルブランド創出による地域活性化推進業務委託の企画提案方式による委託先の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

3 業務の内容

別紙「道の駅から発信するオリジナルブランド創出による地域活性化推進業務委託企画提案用仕様書」（以下、「企画提案用仕様書」という。）のとおりとする。

4 選考方法

- (1) 道の駅から発信するオリジナルブランド創出による地域活性化推進業務委託企画提案者選考（以下、「本企画提案者選考」という。）は、公募とする。
- (2) 選考に係る審査は、選考会議において行う。
- (3) 本企画提案者選考は、1次審査及び2次審査の2段階の審査で行う。
- (4) 選考の対象は、道の駅から発信するオリジナルブランド創出による地域活性化推進業務委託企画提案者選考応募要領（以下、「応募要領」という。）に定める期限までに参加意向確認書により参加の意思を表明した者（以下、「参加者」という。）とする。
- (5) 選考会議は、参加者に対して、応募要領に定める実力書及び企画提案書の提出を要請する。
- (6) 参加者が1者未満の場合には、本企画提案者選考を無効とし、再度公募を行うこととする。
- (7) 選考会議は、提出された実力書及び企画提案書をもとにした評価による審査（以下、「書類審査」という。）を行うとともに、提案説明（以下、「プレゼンテーション」という。）の機会を設けることとする。
- (8) 1次審査は、書類審査により行うものとし、実力書及び企画提案書での得点が過半に達したもののうち、2次審査の出席を要請する者を3者程度選考する。
- (9) 2次審査は、書類審査の結果及びプレゼンテーションの結果をもとにした総合評価により行うものとし、受託候補者として最もふさわしい1者を選考するものとする。
- (10) (7)に規定する書類審査及びプレゼンテーションでは、応募要領に定める審査基準に基づく評価項目ごとにより行うこととする。
- (11) (7)に規定する書類審査及びプレゼンテーションでの企画提案内容の評価は、選考会議の委員長及び各委員が個別に行うものとする。
- (12) 受託候補者として最もふさわしい1者の総合評価の得点が過半に達しなかった場合には、本企画提案者選考の実施を中止する。
- (13) (10)に規定する総合評価について、最高得点の者が複数ある場合は、選考会議に諮って決定するものとする。

5 応募要領

道の駅から発信するオリジナルブランド創出による地域活性化推進業務委託企画提案応募要領（以下、「応募要領」という。）には、次の各号に掲げる項目を明示するものとする。

- (1) 企画提案者選考の概要
- (2) 応募要領等の公開
- (3) 参加資格
- (4) 参加表明書、実力書及び企画提案書の提出
- (5) プレゼンテーション
- (6) 審査基準
- (7) 選考方法
- (8) 審査及び結果の通知
- (9) 失格
- (10) 業務契約
- (11) その他
- (12) 参考資料

6 参加表明書、実力書及び企画提案書

参加表明書、実力書及び企画提案書の様式などは、応募要領に定めるものとする。

7 選考会議の設置等

参加表明書、実力書及び企画提案書の書類審査及びプレゼンテーションの評価を行い、受託候補者を厳正かつ公平に選考するため、選考会議を設置する。なお、選考会議の要綱を定め、組織、会議、意見の聴取及びその他必要な事項について明示するものとする。

8 選考結果の通知

- (1) 選考結果は、文書により通知するものとし、郵送するものとする。
- (2) 選考結果は、委員長及び各委員の個別の評価結果を合計し、平均した結果（小数点以下第2位）の総合的な評価結果を公表する。

9 選考結果の公表

選考結果は評価の公正性、透明性、客観性を示すため、結果を公表する。参加表明書、実力書及び企画提案書に対する情報公開請求があった場合は、著作権等に関する公開範囲について参加者と協議を行い、茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年条例第2号)に基づき公開する。

10 市から提供する資料

- (ア) 茅ヶ崎市道の駅基本計画(※本市ホームページ参照)
- (イ) 道の駅から発信するオリジナルブランド推進業務委託報告書(※貸与)
- (ウ) 道の駅から発信するオリジナルブランド検討業務委託報告書(※貸与)
- (エ) 茅ヶ崎市観光振興ビジョン(※本市ホームページ参照)
- (オ) 平成27年度茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査結果報告書(※本市ホームページ参照)
- (カ) 茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略(※本市ホームページ参照)

※貸与品については、提案書提出後に事務局に返却すること。(郵送可)

※本市ホームページアドレス：<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>(参考)

1 1 選考後の提出書類の取り扱い

参加表明書、実力書及び企画提案書の正本は、記録のため保存し、その他副本は市が責任を持って廃棄する。なお、保存した正本の著作権は参加者に帰属する。

1 2 契約について

- (1) 受託候補者として選考された者との業務委託は、地方自治法第 234 条第 2 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）及び同法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）の規定に基づき、茅ヶ崎市契約規則（昭和 47 年 3 月 31 日規則第 15 号）に定めるところにより決定する。
- (2) 選考結果は、市の契約その他の行為の意思決定である支出負担行為のための手続きが完了するまでは、市における規約上の効果はもたない。
- (3) 見積合わせ及び委託契約の締結日は、平成 30 年 11 月 8 日（木）を予定する。

1 3 その他

本件に係る一切の連絡窓口は、茅ヶ崎市経済部産業振興課に限るものとする。